

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	赤松秀亮
論文題目	中世荘園制下における在地社会の研究
審査要旨	
<p>本論文は、荘園制研究に関して、近年研究の進展が著しい立荘論あるいは室町期荘園制論を踏まえ、京都の東寺文書および奈良の東大寺文書を主な分析素材として解明をはかったものである。その対象は①名体制、②荘官、③荘家一揆、④村落などであり、これらは荘園の下部構造と呼ばれるものになるが、同時に荘園の上部構造となる預所や領家・本家さらには治天の君と呼ばれる上皇にまで考察が及んでいる。</p> <p>特に東寺領荘園である播磨国矢野荘については鎌倉時代後期に後宇多院が東寺の経済基盤を整備する上で最も適した荘園であることを認識し、東寺の御願寺的な位置を解明している。第一部第一章は、この点を細かく論証したもので後宇多法皇による寄進理由を考察し、鎌倉末期、女院領の終焉や下地中分という政治的変動の中で領家藤原氏の地位は大きく動揺しており、藤原範親の遺領を巡る冬綱と範親後室との争いに東寺僧長恵が関与していたことから、後宇多院が介入したことを実証した。この長恵は、後宇多院の伝法灌頂に参列した東寺十八口方供僧の一人であり、一方で矢野荘の荘園経営にも参加していたことを解明している。この研究成果が『古文書学研究』に掲載されたことから学界に広く認知されることとなった。</p> <p>このようにして、第一章から第六章までの第一部では播磨国矢野荘をフィールドとして中世後期における荘園制問題を明らかにしている。従来の研究は、正和二年に新しく荘園領主となった東寺伝来の諸文書群によって進められており、そのため東寺領化以前の状況を正面から究明したものは少ない。第一部ではこのような従来の研究がなしえなかった部分に目を向け、新たな論点を開拓している。まず第二章においては、重藤名に代表される大規模な名によって形成された在地秩序は東寺が矢野荘を支配する上で大きな障害となり、これらの支配していた寺田氏などの在地領主と格闘しつつ新たな秩序を形成しようとする東寺の姿を明らかにしている。第三章では荘園領主と地頭による下地中分が在地社会にどのような影響をもたらしたかを明らかにしたものである。具体的な方法としては、領家方、地頭方に一つの名がどのように関わるかを個別に調査する方法をとった。その結果、両方を横断する名は四割強にすぎず、横断的な名の中でも約七割はどちらか一方に耕地が集中し、両方に均等して分布する名は少数であり、下地中分の影響が限定的であったことが判明した。第四章では、荘家の一揆と荘園内地域との関係を考察したもので、上村・下村という二つの地域に規定される面があり、これらの利害対立が矢野荘における荘家の一揆が抱えた弱点であることが示されている。第五章は自然災害と密接に関連する損免要求の問題を扱ったもので、平地の集落と谷間の集落では河成（水田が洪水によって破壊された場所）の質的な相違が見られ、これによってそれぞれの小地域での住民の間で微妙な利害関係の相違があることを指摘し、前章でも扱った荘家の一揆はそのことに影響されることを明らかにしている。第六章では、荘官・沙汰人層に焦点を絞って、中央権力と在地を架橋するこれらの中間層の役割を検討したものである。具体的には矢野荘田所の本位田家盛に視点を定めてその活動を追ったものである。田所の権限により名主職を集積するなどして自らの力を増大させるが、それにより他の有力者との軋轢も生まれ、失脚するが、今度は東寺領の他の荘園の代官となって下向するなどの動きを見せている。さらに守護代とも結びつくなどして、広域的な動きが見られる。こうして本位田家盛の子の家庭の代には東寺との交渉が途絶するようになり、東寺領荘園としての矢野荘の役割は終了することになる。</p>	

以上のような第一部の内容に対して第二部では、現地調査の成果を生かしながら、東大寺領美濃国大井荘の拡大過程等を中心に据え、在地領主大中臣氏の活動と郷の存在を明らかにしている。まず、第七章では、従来天平勝宝 8 年 (756)、聖武天皇の遺志により施入されたという東大寺側の主張を根拠に、大井荘は 11 世紀の半ばに四至・勝示を定め、その領域が強調されるようになり、従来の研究でも東大寺と国衙との関係が論じられてきた。ところが、聖武天皇の勅施入については根拠となる史料が見いだせなかったため、大井荘の領域拡大の問題については全体が曖昧なまま十分な解明ができない状態であった。しかし、21 世紀に入ってから「大井荘勅施入文案」が発見され、ここに古代大井荘の領域が明らかになったことから、その後の拡大過程について新たな考察ができる契機が生まれたのである。この研究状況を踏まえて的確な指摘を行ったのが本論文であるといえよう。具体的には永承・天喜年間に公田が荘内に取り込まれたこと、その後「本庄四至」・「打籠加納四至」という二つの四至が存在したことから、「本庄四至」＝「大井荘勅施入文案」に記された四至であり、「打籠加納四至」＝延久 3 年の太政官牒に記された四至であることを指摘している。

つづく第八章では、美濃国大井荘の三ヶ郷について実態を究明したもので、なかでも榎戸郷については史料上確認されるにもかかわらずその所在については明らかにされていなかったが、そのような研究状況の中で、本稿では高橋郷、榎戸郷の郷域比定を行った上で、東大寺公人の活動から当該地域の解明をおこなったものである。その過程で、「開発領主」である大中臣氏が代々相伝した下司名である石包名の分布を分析することで、古代では荘域外にあたる北西部こそ大中臣氏が「公田」として引き入れた同氏の私領であり、南西部は下司として集積した土地であることを明らかにした。さらに、第九章では、日本中世史研究における荘園故地の現地調査が中世的景観を含むと考えられる農村地域を対象として行われてきたが、大井荘の領域においては大部分が近世には城下町となり、早い段階から都市化が進行していた。そのため従来の農村地域研究とは相違するあらたな研究方法を模索しなければならなかった。このような状況下で新たに発見された研究方法は、城下町に点在する西高橋村の飛び地の存在に注目し、中世までの村が城下町に編入されていった結果、城下町化しなかった部分が飛び地となって残存し、これらの断片を集めることによってかつて高橋郷の領域が復原できることを発見した。このような下部構造の解明には「アーク GIS」による分析が非常に有効であることも確認され、城下町化した地域でも荘園の復原研究が可能であることを示し得たことは本論文の大きな成果である。

第一部、第二部にわたって本論文の成果をまとめれば、第一に名の地理的分布の検討による下地中分・荘家一揆研究、第二に個別荘園研究による荘園制研究の再検討、第三に荘園故地現況調査による在地社会の実態解明の三点に関し、従来の研究を大幅に進展させたものであると判断される。以上のことから、当論文は博士学位を授与するにふさわしい論文であると認められる。

公開審査会開催日	2019年 1月 24日			
審査委員資格	所属機関名称・資格	氏名	専門分野	博士学位
主任審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	海老澤 衷	日本荘園史	博士(早稲田大学)
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	久保 健一郎	日本中世史	博士(早稲田大学)
審査委員	早稲田大学教育・総合科学学術院・教授	高木 徳郎	日本中世環境史	博士(早稲田大学)
審査委員				
審査委員				